## 国立大学法人京都大学教職員就業規則新旧対照 表

(前 略)

(降任)

- 第12条 教職員が次の各号の一に該当する場合に|第12条 教職員が次の各号の一に該当する場合に は、降任させることができる。
  - (1) 勤務実績不良の場合
  - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、 又はこれに堪えない場合
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な 適格性を欠く場合
  - (4) 組織の再編、統合又は縮小等の事由による場 合

(中略)

(表彰)

- 第47条 大学は、次の各号の一に該当すると認め 第47条 大学は、次の各号の一に該当すると認め る教職員を表彰する。
  - (1) 業務成績の向上に多大の功労があった者
  - (2) 業務上有益な発明又は顕著な改良をした者
  - (3) 災害又は事故の際、特別の功労があった者
  - (4) 業務上の犯罪を未然に防ぐ等その功労が顕著 であった者
  - (5) 永年勤続し、国立大学法人京都大学永年勤続 者表彰規程(平成16年達示第85号)に該当 する者
  - (6) その他特に教職員の模範として推奨すべき実 績があった者

(後略)

(降任)

- は、降任させることができる。
  - (1) 勤務実績不良の場合
  - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、 又はこれに堪えない場合
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な 適格性を欠く場合
  - (4) 組織の再編、統合又は縮小等の事由による場
  - (5) その他一定期間において職責を緩和すること が適当と認められる場合

(表彰)

- る教職員を表彰する。
  - (1) 業務成績の向上に多大の功労があった者
  - (2) 業務上有益な発明又は顕著な改良をした者
  - (3) 災害又は事故の際、特別の功労があった者
  - (4) 業務上の犯罪を未然に防ぐ等その功労が顕著 であった者
  - (5) 退職時において大学に功労があった者として 国立大学法人京都大学退職者功労表彰規程(平 成24年達示第21号) に該当する者
  - (6) その他特に教職員の模範として推奨すべき実 績があった者

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。